

# 海岸事業の事後評価実施要領細目

## 第1 目的

この細目は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、海岸事業の事後評価を実施するための運用を定め、もって適正に事後評価を実施することを目的とする。

## 第2 事後評価の対象とする事業の範囲

補修事業を除く全ての海岸事業を対象とする。

## 第3 事後評価を実施する事業

### 1. 事業評価の単位の取り方

海岸事業における事後評価実施単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とし、原則として以下のとおりとする。

直轄事業：海岸法第六条第三項に基づく公示（完了又は廃止）により主務大臣の直轄工事が完了した海岸

補助事業：地区海岸（市町村の大字又は字の区域により区分された海岸）

## 第4 事後評価の実施及び結果等の公表

### 1. 事後評価の実施手続

#### （1）同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し

事業評価監視委員会において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合、事後評価実施主体は、本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）にその内容を別紙④及び⑤の様式に従って提出するものとする。なお、事後評価の実施主体が地方公共団体の場合は、当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に提出するものとする。

本省河川局は、事後評価実施主体から提出された報告を踏まえ、必要に応じ、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。

#### （2）改善措置の実施主体

海岸事業における改善措置の実施主体については、原則として当該海岸の海岸管理者とする。

## 2. 対応方針等の公表

### (1) 所管部局等への報告

事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、根拠等とともに、河川計画課に提出するものとする。ただし、地方公共団体が評価を実施した場合には、当該事業を所管する地方支分部局等を経由して河川計画課に提出するものとする。

### (2) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討結果の公表

河川計画課は、第4 1.(1)の規定に基づき、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討した結果、及び、その結果による反映状況について、公表するものとする。

## 第5 事後評価の手法

海岸事業については、実施要領第5 3に規定する各視点毎に、以下の評価項目に基づいて事後評価を実施するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
  - ・事業着手時点の予定事業費、予定工期、費用便益比
  - ・完成時点の事業費、工期、費用便益比
- ② 事業の効果の発現状況
  - ・計画上想定される事業効果と完成後確認された事業効果
  - ・その他の事業の効果
- ③ 事業実施による環境の変化
  - ・自然環境の変化
  - ・環境保全対策等の効果の発現状況（実施した場合）
- ④ 社会経済情勢の変化
  - ・事業に関わる地域の土地利用、人口、資産等の変化
  - ・その他、事業採択時において重視された事項の変化等
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
  - ・効果を確認できる事象の発生状況
  - ・その他、改善措置の評価等再度の評価が必要とされた事項
- ⑥ 改善措置の必要性
  - ・事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化により、改善措置が必要とされた事項
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
  - ・当該事業の評価の結果、今後の同種事業の調査・計画のあり方や事業評価

手法の見直しが必要とされた事項

## 第6 施行

この細目は、平成16年1月9日から施行する。